

nicofit会員規約

◆本スタジオは、「nicofit」（以下「本施設」「施設」という）と称します。

◆会員

◇（会員制度）

（１）本施設は会員制とし、入会の際は本規約を承認し所定の手続きを行うことで施設を利用することが出来ます。

（２）会員の契約期間は、所定の手続きが完了するまでは自動更新とします。

（３）本施設は、入会金・月会費、または本施設でご購入頂いた有料チケット・有料プログラム等について一度お支払い頂いた料金はその理由を問わず一切返金致しません。

◇（入会資格）

本施設に入会できる方は、本施設の趣旨に賛同し、また本規約と別途定めるスタジオシステムを承認した方とします。

尚、本施設はその自由な裁量により入会申込を承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。

本施設の入会資格は以下の通りとします。

（１）本会則および本施設の諸規則を遵守する方。

（２）医師等に運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと申告された方。

（３）妊娠中ではない方

（４）伝染病その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有さない方。

（５）布教活動、勧誘活動、営業目的での施設利用をしない方。

（６）暴力団関係者ではない方。

（７）薬物使用者ではない方。

（８）以前に本施設において規約退会で処理されていない方。

◇（入会手続き）

本施設は、本会則を承認の上、入会手続きを行い、本施設の承認を得た上、既定の入会金を納入して会員の資格を得た方を本施設の会員とします。

◇（入会金・諸料金）

（１）入会金・諸料金の金額・支払い方法は本施設がこれを定めます。一旦納入した入会金・諸料金はその理由を問わず一切返金致しません。

（２）理由のいかんを問わず、月会費のお支払いがなかった場合は、本施設より連絡いたしますので、速やかに店頭にて月会費をお支払いください。お支払が滞った場合、ご家族などにご連絡させていただく場合があります。

（３）会員としてご利用いただけるのは、登録されたご本人様に限ります。

◇（登録情報の変更届出）

・会員は申請した登録内容に変更が生じた場合には、速やかに本施設に申し出るものとします。

◇（プランの変更届出）

・変更手数料2000円を徴収するものとする。

・3ヶ月以内であれば一回のみ無料でプランの変更が可能。

◇（未成年者の取り扱い）

未成年者が会員になろうとするときは、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

◇（会員の義務）

本施設の会員は、本施設の利用目的およびそのシステムに賛同し、その利用に際しては所定の手続きを行うと共に、本施設のスタッフの指示に従うものとします。本施設を利用するにあたり、すべて自己の責任において

健康管理を行うものとしします。

- (1) レッスン開始5分前までの時間が着替えの時間になります。この時間以外は入室できません。
 - (2) レッスン中の途中参加はできません。
 - (3) 予約キャンセル料は発生しません。但しキャンセル規定を変更する場合があります。キャンセルはレッスン開始3時間前までをお願いいたします。
 - (4) 無断でのキャンセルに関しては、1回のレッスンとカウントさせていただきます。また、レッスン開始1時間を切った場合のキャンセルに関しても同じ扱いとなります。
 - (5) 午前12時までに開始となるクラスは前日 21:00 までにご予約ください。1名以上の予約が入っていない場合は、クラスが閉講となります。その他の時間帯はクラス当日午前9時までに1名以上の予約がない場合は閉講となる場合がございます。予約予約締め切りを過ぎた場合でも1名以上のご予約が確定しており開講が決まっているレッスンに関しては参加可能となります。
- ご希望の場合はラインまたはメールにてお問い合わせください。
- 他のレッスンとの兼ね合いにより、確認・返信が遅れる場合はご希望に添えない場合もございますのでご了承をお願いいたします。
- レッスンによっては予約条件が異なる場合もございますので、各予約ページをご確認ください。
- (6) 本施設退出後は他テナントに迷惑がかからないよう速やかにビルを出てください。

◇ (退会手続き)

会員は、自ら会員契約の解約を希望する場合、本施設所定の方法により本施設に届け出るものとし、当社での退会処理終了後、退会となります。

- (1) 店頭にてメンバーズカードをご持参の上、退会届にご記入下さい。店頭受付以外でのお手続きはできません。
- (2) 退会の旨を申請していただきませんと、毎月会費が発生いたします。
- (3) 退会のお申し出は手続きの関係上、ご利用最終月の20日までをお願い致します。20日を過ぎた場合のお申し出は翌月末日の退会となります。
- (4) 休会に関しては、休会開始希望前月20日までのお申し出により、翌月から休会が可能です。休会期間中は毎月1000円(税抜)の会費を請求させていただきます。
- (5) 会費の支払いを3ヶ月以上滞納した場合は、会員除名となりますが未払い期間3ヶ月分はお支払いいただきます。

◇ (譲渡等)

本施設の会員資格の譲渡は認めません。

◇ (会員除名)

会員が下記の各項に該当するときは、本施設が該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- (1) 本施設の会則、その他諸規則に違反したとき。
- (2) 本施設の名譽を傷付け、秩序を乱したとき。
- (3) 会費その他の債務をからの催本施設告に応じず3ヶ月間滞納したとき。
- (4) 入会に際して本施設に虚偽の申告をしたと判断したとき。
- (5) 本施設の会員としてふさわしくないと判断したとき。

◇ (会員資格喪失)

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

- (1) 会員が退会したとき。
- (2) 会員が除名されたとき。
- (3) 会員が死亡したとき。
- (4) 法人が解散したとき。
- (5) 経営上重大な理由により本施設を閉鎖したとき。

◇ (損害賠償)

- (1) 本施設内で発生した盗難・紛失・障害その他の事故について本施設は一切の責任を負いません。
- (2) 会員が本施設の施設利用に際して会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害について本施設は一切の賠償責任を負いません。
- (3) 会員が自己の責に帰すべき事由により本施設または第三者に損害を与えた場合、その会員が一切の損害を賠償する責任を負うものとしします。

◇（遺失物・忘れ物・放置物）

（１）会員が本施設の利用に際して生じた紛失については、本施設は一切損害賠償・補償等の責を負いません。

（２）忘れ物・放置物については、原則として1か月間保管した後に処分させていただきます。（会則の改定）
本施設は必要と認めた場合、本会則・その他本施設の運営管理に関する事項の改定を行うことができます。なお、改定内容は全会員に適用されるものとします。

◇（閉鎖および解散）

会社は必要と認めた場合、本施設を閉鎖および解散することができます。なお、この場合会員に対する補償は行いません。

（１）施設の改造または修理のとき。

（２）本施設が企画し実施する諸活動を行うとき。

（３）天災・地変・その他の不可抗力により開業が不可能となるとき。

（４）経営上重大な理由があるとき。

◆施設利用

◇（諸規則の遵守）

会員は本施設の施設利用に際して、会則および会社が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

◇（入場禁止）

本施設は会員が以下の事項に該当すると認めた場合、会員に対して入場禁止・退場を命じることができます。

（１）本会員規約の内容・趣旨に違反すると判断されたとき。

（２）健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されたとき。

（３）酒気を帯びているとき。

（４）関係諸法令に違反したとき、またスタッフの指示に従わなかったとき。

（５）他の会員に迷惑をかけると判断される時。

◇（休業）

本施設は、別途定める休業日を設けるほか、施設整備・その他やむを得ない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を告知します。

◇（規約の改定）

この規約及び会社が定める諸規則、並びに諸料金は会社が必要と認めた場合は改定することがあります。この場合、改定した規約は、会員すべてに及びます。

附則

本規約は2017年5月23日より施行致します。

2019年2月15日改定

2019年9月1日改定